

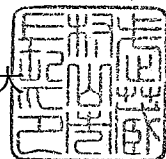


武蔵村山市告示第**170**号

武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第5条第1項の規定により次のとおり指定管理者の指定をしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月 4日

武蔵村山市長 山崎 泰 大



- 1 公の施設の名称及び所在地
武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター
武蔵村山市学園四丁目5番地の1

- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者
社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会
東京都武蔵村山市学園四丁目5番地の1
会 長 大 谷 恵美子

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで